



定款

一般社団法人ほっと岡山

平成28年6月14日 定款作成

平成28年6月16日 定款認証

平成28年6月17日 法人設立

平成30年6月 9日 定款変更

令和 4年6月 3日 定款変更

一般社団法人ほっと岡山定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人ほっと岡山と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を岡山県岡山市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、岡山県への避難者及び移住者ならびに災害の被災者（以下「避難者等」という。）への支援を行って避難者等の健やかで安定した生活に寄与するとともに、避難者等の災害に関する知見を活かすことにより地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 相談支援事業
- (2) 交流支援事業
- (3) 情報収集及び情報提供事業
- (4) 啓発活動及び広報事業
- (5) 調査、研究及び政策提言事業
- (6) 政府、自治体等の関係機関及び避難者、移住者及び被災者の支援を行っている団体との協力及び連携事業
- (7) 避難者等の自発的活動を促進し支援する事業
- (8) 住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業
- (9) 賃貸住宅に入居する住宅確保要配慮者の生活の安定及び向上に関する情報

の提供、相談その他の援助を行う事業

(10) 前各号に附帯又は関連する事業

(公告をする方法)

第5条 当法人の公告は、電子公告の方法により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告を行うことができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 社員

(入社)

第6条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(退社)

第7条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告するものとする。

(除名)

第8条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、社員総会の決議によって、その社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第9条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総社員の同意があったとき。

第3章 社員総会

(権限)

第10条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 計算書類等の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 定時社員総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 社員総会の招集は、理事の過半数の決定に基づき、代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに各社員に対して発する。

(議決権)

第13条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議の方法)

第14条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 定款の変更

(3) 解散

(4) その他法令で定められた事項

(議長)

第 15 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第 16 条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

第 4 章 役 員

(役員)

第 17 条 当法人に、理事 2 名以上及び監事 1 名以上を置く。

2 理事のうち、1 名を代表理事とする。

(選任)

第 18 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事の互選によって定める。

(任期)

第 19 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 任期満了前に退任した役員の補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

4 役員は、第 17 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第 20 条 役員は社員総会の決議によって解任することができる。

第 5 章 計 算

(事業年度)

第 21 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年 1 期とする。

(事業報告及び決算)

第 22 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、定時社員総会に提出して、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、第 2 号及び第 3 号の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 貸借対照表

(3) 損益計算書

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金)

第 23 条 当法人は、剰余金の分配は行わない。

第 6 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 24 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 25 条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 26 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第7章 附 則

(法令の準拠)

第27条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

以上は、当法人の定款に相違ないことを証明します。

令和 4 年 10 月 31 日

岡山市北区東古松一丁目14番24号

一般社団法人ほっと岡山

代表理事 服 部 育 代

